

令和2年度 幼稚園・保育所（園）・こども園への入園（所）申し込みのご案内

問こども未来課（☎ 82・2236 / IP ☎ 88・9080）

■ 認定の手続き

小学校入学前のお子さんが、幼稚園や保育所、こども園などの施設を利用する場合には、「保育の必要性」の認定の手続きが必要となります。

お子さんの年齢や、保護者の就労状況、家庭状況から、市が保育の必要性を判断し、認定を行います。

※幼稚園への入園希望の場合も、認定の手続きが必要です。



【認定区分とその対象者】

認定区分	対象者	利用先
1号認定	3歳以上のお子さんで、保育を必要とせず、教育を希望する人 例 3歳以上で、両親のどちらかが専業主婦（夫）の場合など、お子さんがご家庭での保育を受けることができる場合。	幼稚園 こども園
2号認定	3歳以上のお子さんで、保護者の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しい人 例 3歳以上で、両親が共働き（もしくはひとり親で働いている）や病気などの世帯で、昼間ご家庭でお子さんを保育することが難しい場合	保育所（園） こども園
3号認定	3歳未満のお子さんで、保護者の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しい人 例 3歳未満で、両親が共働き（もしくはひとり親で働いている）や病気などの世帯で、昼間ご家庭でお子さんを保育することが難しい場合	保育所（園） こども園

※1号認定のお子さんは、
【教育標準時間認定】…本市では、午前8時30分～午後2時までの利用ができます。

※2号・3号認定のお子さんは、保護者の就労時間などにより、以下の区分に分かれます。

【保育標準時間認定】…施設を最長11時間／日の利用ができます。

【時間】午前7時30分～午後6時30分まで
【保育短時間認定】…施設を最長8時間／日の利用ができます。

【時間】午前8時30分～午後4時30分まで

【保育の必要性の認定】

次の要件に該当する場合、保育が必要と認定されます。
○就労（フルタイムのほか、パートタイム、自営業など）

◆フルタイム
（120時間以上／月）就労「保育標準時間認定」

◆パートタイム
（64時間以上／月）就労「保育短時間認定」
○妊娠・出産〔最大5か月（出産月と前後2か月）〕
○保護者の疾病・障がい
○同居または、長期入院などをしている親族の介護・看護
○災害復旧
○求職活動中（起業準備含む）（最大90日間）
○就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む）
○虐待やDVのおそれがある場合
○育児休業中（1年間を基本）に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合

■ 募集を行う教育・保育施設

●幼稚園

施設名	住所・電話番号
榛原幼稚園	榛原萩原 2254 (☎・IP ☎ 82・1014)
榛原東幼稚園	榛原天満台西 2-5 (☎ 82・3867) (IP ☎ 88・9126)

●保育所

施設名	住所・電話番号
榛原北保育園	榛原萩原 2078 (☎ 82・1143) (IP ☎ 88・9255)
私立しらゆり保育園	榛原下井足 1538-1 (☎ 82・6300)

●こども園

施設名	住所・電話番号
大宇陀こども園	大宇陀拾生 806 (☎ 83・3511) (IP ☎ 88・9118)
菟田野こども園	菟田野古市場 1263 (☎ 84・3586) (IP ☎ 88・9164)
室生こども園	室生三本松 1284 (☎ 97・2255) (IP ☎ 88・9203)

※各施設により、保育内容や時間は異なります。

【入園・入所できる対象年齢】

クラス年齢	対象年月日	利用できる施設
5歳児（年長）	平成26年4月2日～ 平成27年4月1日生まれ	幼稚園 保育所（園） こども園
4歳児（年中）	平成27年4月2日～ 平成28年4月1日生まれ	
3歳児（年少）	平成28年4月2日～ 平成29年4月1日生まれ	
2歳児	平成29年4月2日～ 平成30年4月1日生まれ	保育所（園） こども園
1歳児	平成30年4月2日～ 平成31年4月1日生まれ	
0歳児	平成31年4月2日～ 令和2年4月1日生まれ	

※公立の保育施設は、生後6か月を経過した月の翌月、私立しらゆり保育園は、生後3か月を経過（健康診断書などが必要）した月の翌月から、施設の利用が可能です。

■ 申込用紙の配布

こども園・幼稚園・保育所（園）（共通）
【日時】10月15日（火）～23日（水）
午前9時～午後4時
【場所】各こども園・各保育所（園）・各幼稚園・こども未来課

※現在、2号・3号認定でこども園、保育所（園）へ入所している児童で、引き続き令和2年度も継続入所を希望される場合は、各こども園・保育所（園）で配付される用紙にて手続きをしてください。

また、現在、1号認定でこども園、幼稚園へ在園している児童で、引き続き令和2年度も同施設の継続利用を希望される方は、手続きをしていただく必要はありません。

■ 申込受付

こども園・幼稚園・保育所（園）
【日時】11月15日（金）～22日（金）
※日曜日を除く（幼稚園については土・日曜日を除く）
午前9時～午後4時
【場所】第1希望の各こども園・各幼稚園・各保育所（園）
※入所（園）されるお子さんと共に、申込書類持参の上、お越しください。
【持ち物】印鑑
【提出書類】
○支給認定申請書兼 教育・保育施設入園（所）申込書
○個人番号申告書（個人番号確認書類・本人確認書類を添付）※保育を希望される場合（2号・3号認定）は、家庭で保育ができないことを証明する次の書類が必要です。

【書類】
外勤の方（会社員・公務員等） 勤務状況等証明書①
内職の方 勤務状況等証明書②

自営業の方	勤務状況等報告書③
出産前後の方	母子健康手帳の出産予定日の記載のあるところの写し
病気治療中の方	勤務状況等報告書④と、医師の診断書（保育できない状況が明記されているもの）
心身に障がいのある方	勤務状況等報告書④と、障害者手帳の写し
看護・介護にあたって いる方	勤務状況等報告書⑤と、医師の診断書、障害者手帳の写し、介護認定書の写しのいずれか
求職中の方	勤務状況等報告書⑥とハローワークカードの写しなど
就学中の方	在学証明書と、カリキュラムなど、保育できない状況がわかるもの
育児休業中で、既に在園中の 子どもの継続利用の方	勤務状況等証明書①（必ず、育児休業期間が明記されているもの）
震災・風水害・火災その他の災害の 復旧にあっている方	勤務状況等報告書⑦と、「り災証明書」 ※火災の場合は、消防署発行のもの ※震災・風水害の場合は、市役所発行のもの

■ 保育料について

こども園・幼稚園・保育所（園）
3～5歳児クラスの幼児教育・保育にかかる保育料は、無料です。
0～2歳児クラスの保育にかかる保育料は、保護者の所得（市民税所得割額）に応じて決まります。

問各こども園・各保育所（園）・各幼稚園（P19右下表参照）または、こども未来課（☎ 82・2236 / IP ☎ 88・9080）

こども園・幼稚園に遊びにきませんか！

来年度入園予定（1号認定）のお子さんを対象に、下記の日程で、入園体験会を実施します。ぜひ、お越しください。



場 所	日 程
榛原東幼稚園	10月24日（木）
室生こども園	11月2日（土）
榛原幼稚園	11月21日（木）
榛原西幼稚園	11月21日（木）
大宇陀こども園	11月29日（金）

※時間は、すべて午前9時30分～11時までです。
◎詳細については、各こども園・各幼稚園にお問い合わせください。

問各こども園・各幼稚園（P19右下表参照）